

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件十二件 三三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三七
- 浸水想定区域を指定した件三件 三七
- 一般競争入札を行う件 三六

## 告 示

### 福島県告示第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津若松市湊土地改良区から令和元年六月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年七月九日認可した。

令和元年七月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から令和元年七月四日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年七月九日認可した。

令和元年七月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市上三宮町三谷寺山五五六八のイ、五五六八の三、五五六八の六、五五六八の一、五五六九の二、五五六九のロ、五五七〇から五五七四まで、五五七四のイ、五五七五から五五七八まで、五五八〇から五五九一まで、五五九一の二から五五九一の四まで、五五九一の七、五五九一の二、五五九一のホ、五五九二、五五九三、五五九五の一、五五九五の三、五五九五のイ、五五九五のハ、五五九六、五五九七、五五九九、五五九九の二、五五九九の三、字門前五二九六

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 変更後の指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寺山五五六八の三、五五六九の一、五五六九の二、五五六九のロ、五五七〇から五五七四まで、五五七四のイ、五五七五から五五七八まで、五五八〇から五五九一まで、五五九一の二から五五九一の四まで、五五九一の七、五五九一の二、五五九一のホ、五五九二、五五九三、五五九五の一、五五九五の三、五五九五のイ、五五九五のハ、五五九六、五五九七、五五九九、五五九九の二、五五九九の三、字門前五二九六

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。  
令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町睦合字崩山戊一六四の一
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百五十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町下谷字水無乙一五九の一から乙一五九の一三まで、乙一五九の一五から乙一五九の二〇まで、乙一五九の二二、乙一五九の二八
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百六十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町睦合字沼頭丙二七二の二、字中ノ平丙二二七の一、字古屋敷丙二〇八の一、字滝ノ上丙一八四の一、丙一八四の三、字袖山丙二九〇の二から丙二九〇の四まで、字沼尻丙二五九、字家ノ下丙三二八の二
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第百六十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町下谷字東山丙二〇〇五の七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町奥川大字飯根字若林一九一七の一、一九一七の五
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 喜多方市山都町木幡字家ノ前甲二九四、甲二九五の一、甲二九五の二
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市山都町小舟寺字中村甲一一六三、甲一一六四、甲一一六六、甲一一六七、甲一一七七から甲一一八三まで、甲一一八六の一、甲一一八七、字本村林甲二〇五〇の一、甲二〇五〇の二、甲二〇五一、甲二〇六四、甲二〇六五
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 一 耶麻郡西会津町新郷大字富士字柳沢三四三六の一
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 一 会津若松市大戸町大字上三寄字上ノ山乙二六九〇、乙二六九一の一、乙二六九三から乙二六九六まで、字北峠乙二六九七から乙二七〇二まで、字唐樋戸乙二七二四
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- （「次の森林については、主伐は、択伐による。」）
- 字上ノ山乙二六九三・字北峠乙二六九七・乙二七〇〇から乙二七〇二まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字上ノ山乙二六九一の一、字唐樋戸乙二七二四

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 一 喜多方市関柴町下柴字取納平四一〇一の一
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - (二) 字取納平四一〇一の一（次の図に示す部分に限る。）
      - (三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (四) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市熱塩加納町宮川字中切窪二五三〇（次の図に示す部分に限る。）・字三島山三〇四五のハ

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中切窪二五三〇・字三島山三〇四五のハ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

八巻敏男

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第七百八十一号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第六十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、好間川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百二十二号）（夏井川水系好間川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第六十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、新川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百二十二号）（夏井川水系新川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第六十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、鮫川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第百四十二号）（鮫川水系に係る部分に限る。）は、廃止する。  
令和元年七月十六日

福島県知事 内堀雅雄  
（河川整備課）

### 公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年7月16日

福島県知事 内堀雅雄

#### 1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量 旋盤 8台
- 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- 納入期限 令和2年3月31日（火）
- 納入場所 福島県立勿来工業高等学校

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年8月2日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年8月2日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和元年7月16日(火)から同年8月2日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年7月23日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年7月23日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年8月30日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日(木)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Lathe 8sets

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 30 August 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 August 2019

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)